

総合職試験・一般職試験(大卒程度試験)・  
障害者(係員級)採用試験(大卒程度試験)共通 法学

(1) 憲法

〔設問〕

Xさんは、生活に必要な物を自ら作ることを信条としており、その一環として、自家用の酒造りを思いついた。Xさんは、自家用の酒造りは私的事項で、自分の生き方に関わる自由であり、憲法上保障されている、と考えている。ところが、酒税法によると、酒類を製造しようとする者は税務署長の免許を受けなければならず(第7条第1項)、当該免許は、年間製造見込量が清酒なら60キロリットル(一升瓶換算で約3万3000本)に達しないと、与えられない(第7条第2項)。Xさんの自家用酒造りの計画では、せいぜい1キロリットル(一升瓶約550本)で、上記基準を満たしていない。Xさんは、免許を得ることなく製造した日本酒を試飲したところ、思いのほか美味だったので、製造した日本酒のうち一升瓶50本を地域の人たちが集まる新年会で提供しようと考えている。

Xさんも酒税法第7条のことはおぼろげながら知っていたので、地域の新年会に提供する前に、法学部に通っている甥(Yさん)に、「自家用の酒造り」に法的な問題がないかを尋ねることにした。Yさんは、「自家用の酒造り」について、Xさんの計画は法的に見て問題がないと最初は思ったが、最高裁判所の判例や学説を思い出し、よくよく考えると、Xさんの計画について疑問がでてきた。あなたがYさんの立場にあるとしたら、どのようにXさんに説明するかを述べなさい。その際、まず、Xさんの主張を「憲法上の権利の主張」として構成し、その後、右主張について、Yさんの立場からXさんに、右主張の問題点などを説明しなさい。

〈参照条文〉

○酒税法

第7条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目(……)別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許(以下「製造免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一 清酒 六十キロリットル

二 ～ 十七 (略)

3～7 (略)

第54条 第7条第1項又は第8条の規定による製造免許を受けないで、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2～6 (略)

## (2) 民法

以下の事実を前提として、後記の〔設問〕に解答せよ。

### 【事実】

1. Xは模型作りが趣味であり、半年かけて大型の帆船（以下、「本件帆船」という。）を完成させた。Xが友人Aを鑑賞に誘ったところ、Aは本件帆船を非常に気に入り、雑貨店を営んでいるAは、「自分の店に飾りたいので、ぜひ貸してほしい」と懇願してきた。そこでXとAとの間で、本件帆船の賃貸借契約が締結され、本件帆船はAに引き渡された。その際、Aが本件帆船の出来栄を非常に誉めるので、XはAに対して、「50万円以上で買いたいという人が現れたら、自分の代理人として売ってもよい」と心にもないことを言ってしまった。
2. その後、Aは本件帆船を自己の雑貨店で飾っていたが、馴染み客のYが本件帆船をAの所有物であると思い込み、何度もAに譲ってほしいと懇願してきたため、断りきれなくなったAは、本件帆船を自己のものとして、Yに10万円で売却してしまった。
3. 本件帆船を自宅に持ち帰ったYは、本件帆船を眺めていたところ、救命ボートが吊り下げられていないことに気づいたため、Yは、自身の有していた救命ボートの模型を本件帆船に強力な接着剤でしっかりと固定した。
4. しばらくした後、Xが本件帆船を返してもらおうとAの雑貨店を訪れたところ、XはAから本件帆船をYに売却してしまったことが告げられた。

〔設問1〕このとき、XはYに対して本件帆船の返還を請求することができるか。

〔設問2〕XのYに対する返還請求が認められた場合、XY間の法律関係はどうなるか。

### (3) 行政法

次の〔設例〕を読み、〈参照条文〉を参考にしつつ、全ての〔設問〕に答えよ。なお、各〔設問〕は、それぞれ独立した問題である。

〔設例〕

輸入業者 A は、毒物及び劇物取締法上の劇物を成分とする護身用噴霧器 B を輸入しようと考え、同法第 4 条第 2 項に基づき、Y 県知事に対して輸入業の登録を申請した。

〔設問 1〕

〈参照条文〉の毒物及び劇物取締法施行規則の法的性格を説明せよ。また、同規則を改正することとなった場合に、行政手続法上、どういった手続が必要となるかを説明せよ。

〔設問 2〕

A の申請を受けた Y 県知事は、B が犯罪に用いられるのではないかと懸念したため、A の申請を不受理とし、申請書類を返戻することにした。この Y 県知事の対応につき、行政手続法上、どういった問題があるかを説明せよ。なお、A の申請は、形式上の要件を満たしているものとする。

〔設問 3〕

Y 県知事は、次の理由を付して登録拒否処分をした。その理由とは、「B は、劇物であるその内容液を人又は動物の眼に噴射し、その薬理作用によって永続的なものではないとしても諸種の機能障害を生じさせ、開眼不能の状態に至らしめるものであり、かつ、それ以外の用途を有しないものである」というものであった。この処分を適法と考える Y 県知事の主張と、それに反対する A の主張をそれぞれ述べよ。なお、手続上の違反について検討する必要はない。

〈参照条文〉

○毒物及び劇物取締法

(目的)

第 1 条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(禁止規定)

第 3 条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。……

(営業の登録)

第4条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事……が行う。

2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

3 (略)

(登録基準)

第5条 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき……は、第4条第1項の登録をしてはならない。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条……の規定に違反した者

○毒物及び劇物取締法施行規則

(製造所等の設備)

第4条の4 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ～ホ (略)

三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第2号から第4号までの規定を準用する。

#### (4) 国際法

L号はA国の軍艦である。あるときL号がB国の領海を航行していたところ、B国の沿岸警備隊よりB国の領海からの退去を命じられた。B国によれば、B国の領海法上、外国の軍艦がB国の領海を通航するためには、B国政府の事前の許可が求められるが、L号はこの許可を得ていなかったからである。これに対してA国は、外国軍艦の領海通航に事前許可を求めることは、領海の無害通航権の侵害にあたり、国連海洋法条約に違反すると主張している。

A国とB国はともに国連海洋法条約の締約国である。

[設問]

A国の主張について論じなさい。

〈参照条文〉

国連海洋法条約第19条 無害通航の意味

- 1 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従って行わなければならない。
- 2 外国船舶の通航は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合には、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされる。
  - (a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの
  - (b) 兵器（種類のいかんを問わない。）を用いる訓練又は演習
  - (c) 沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為
  - (d) 沿岸国の防衛又は安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為
  - (e) 航空機の発着又は積込み
  - (f) 軍事機器の発着又は積込み
  - (g) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し
  - (h) この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為
  - (i) 漁獲活動
  - (j) 調査活動又は測量活動の実施
  - (k) 沿岸国の通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為
  - (l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動